

高座清掃施設組合議会会議録

平成23年第2回臨時会

平成23年10月18日

平成23年高座清掃施設組合議会第2回臨時会会議録

平成23年10月18日(火)午前10時00分、平成23年高座清掃施設組合議会第2回臨時会を海老名市役所議事堂に招集した。

1 出席議員 12名(欠員3名)

増田 淳一郎 君	沖 永 明 久 君
安藤 多恵子 君	鈴木 守 君
松本 春 男 君	坂本 俊 六 君
井上 賢 二 君	志村 憲 一 君
比留川 政 彦 君	市川 敏 彦 君
柏木 育 子 君	山口 良 樹 君

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程3 議案第8号 高座清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について

日程4 議案第9号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)

4 説明のため出席した者 9名

組 合 長 内 野 優	事 務 次 長 加 藤 嘉 之
副 組 合 長 笠 間 城 治 郎	参 事 兼 総 務 課 長 芳 賀 順 一
副 組 合 長 遠 藤 三 紀 夫	施 設 課 長 中 村 大 義
会 計 管 理 者 片 倉 祐 司	施 設 課 長 補 佐 小 野 沢 直 仁
事 務 局 長 赤 澤 真 二	

5 出席した事務局職員 3名

総務課総務係長 鈴木 茂	総務課主査 上田 裕法
総務課主査 丸岡 太	

6 会議の状況

(午前10時00分 開会)

◎副議長（増田 淳一郎君） ただ今の出席議員は、12名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成23年第2回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。本臨時会開会にあたり、組合長より招集のごあいさつをお願いいたします。

◎組合長（内野 優君） 議員の皆様方におかれましては、各市の定例会の閉会后間もないこの時期にお疲れのところ、平成23年第2回臨時会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日、提案いたします案件は、議案第8号 高座清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正についてと、議案第9号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

以上2議案につきまして、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。ごあいさつとさせていただきます。

◎副議長（増田 淳一郎君） 組合長のあいさつが終わりましたので、これより会議を開きます。会議に先立ち、諸般の報告をいたします。例月出納検査、定期監査及び財政的援助団体等の監査の結果報告につきましてはお手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。日程第1 会期の決定について、を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（増田 淳一郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において、松本春男議員、柏木育子議員を指名いたします。

◎副議長（増田 淳一郎君） それでは、組合長より本臨時会に上程される議案の説明を求めます。

◎副議長（増田 淳一郎君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第3 議案第8号 高座清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について、でございます。提案理由といたしましては、災害等による施設の復旧について、適用除外の規定を設けるためであります。

詳細につきましては、事務次長から説明いたします。

次に、日程第4 議案第9号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）について、でございます。歳出予算の総額は変えず、計上した支出科目の変更を行いたいものでございます。内容につきましては、衛生費を減額し、予備費を増額するものでございます。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。一括説明を終わります。

◎副議長（増田 淳一郎君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

日程第3 議案第8号 高座清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

事務次長の説明を求めます。

◎事務次長（加藤 嘉之君） 議案第8号 高座清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について、をご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。提案理由につきましては、先程組合長が申し上げたとおりでございます。改正の内容であります。新旧対照表の下線でお示しした部分でご説明いたします。議案書の4、5ページでございます。第9条を第10条とし、第8条の次に1条を加えるものでございます。これは、災害等により被害を受けた施設を緊急に改修等を行う場合、縦覧の手続きを省略し、早期での施設の復旧を行うため、縦覧の手続きに適用除外の規定追加をするものであります。第1号では、災害対策基本法に規定される災害復

旧の事業、第2号では、速やかに復旧等の事業を実施する必要があると組合長が認めた事業をそれぞれ適用除外の事業として規定してございます。附則でござい
ますが、本条例は公布の日から執行したいものでございます。

以上雑駁な説明でございまして、よろしくご審議を賜りご決定くださいますよ
うお願い申し上げます。

◎副議長（増田 淳一郎君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はございせんか。

◎副議長（増田 淳一郎君） 松本議員。

◎議員（松本 春男君） この関係で2点ほど。1つは、アセス等の場合はどの
ようになるのか。縦覧期間を、今までは、どの程度どのような順番で、期日があ
るので削除するのか。もう1点は告知行為、地域の人達に工事を説明することを
どのように考えているのか。大きく分けて2点をお願いします。

◎副議長（増田 淳一郎君） 事務次長。

◎事務次長（加藤 嘉之君） 縦覧の手続きの関係でございまして、条例に規定
がございまして、縦覧の期間は1か月、意見書の提出については2週間となっ
てございます。

それから、もう1点の地元の皆様への周知の方法でございまして、改正につ
きましては、早期の復旧を目的にしておりますので、環境影響調査の報告につ
きましては、条例に準じた形で周知、ご報告をさせていただきたいと考えており
ます。

◎副議長（増田 淳一郎君） 松本議員。

◎議員（松本 春男君） 具体的に、縦覧の意見を取り寄せた作業がかかるか
ら、短期間で行うのはわかります。具体的に告知行為を張り出すとか、具体的に
地元へどのように説明をするのか。緊急にやらなければいけないのは、議員も理
事者も地域の皆様も一応納得する。ただし、拡大解釈をしてはいけないもので、
災害の時にやる場合、地域との合意を得るためにどのように地域にわかるような
方法をとるか、具体的に説明をお願いします。

◎副議長（増田 淳一郎君） 事務次長。

◎事務次長（加藤 嘉之君） 具体的なことでございまして、基本的に1か月縦
覧をして、2週間の意見期間を設けるということでございまして、その後をもつ

て復旧、ということ省略させていただいて、同時進行となろうかと思われ
ます。

地元の方にはこのような形で環境影響調査報告書がございますので、ご覧
いただきたいといったお話をさせていただくこととなろうと思います。

具体的には、常に地元の団体の方と連携をとっておりますので、ご相談を
させていただきたいと考えております。

◎副議長（増田 淳一郎君） 松本議員。

◎議員（松本 春男君） 今の説明だと、報告書を作ってからやるという緊急
の場合、一つは、必ず地域に先に説明しなければならないというのがあります。同
時進行でいった場合は、着工した後で説明しても同時進行になるので、地域との
合意ということであれば、例えば代表の方にお知らせするとか、そのような作業
を行ってからやらないと、同時進行でやる場合は、工事が終わって作業を説明し
ましたというのでは大変なことです。

地域との合意、工事を急げというのは、地域の皆さんも理事者も議員も一緒な
んです。ただしそれを分かって行うのと、工事が終わった後に知らされたので
は、違いがあるのです。地域を大切にするという発想も、説明を受けても心配な
ところがあるもので、組合長の考え方で、地域を大切にするために着工する前
にお知らせするとかを、組合長でもどなたか他の方でも明言をお願いいたします。

◎副議長（増田 淳一郎君） 事務次長。

◎事務次長（加藤 嘉之君） 地元の皆様に対しましては、今まで情報提供して
おります。ましてや施設が破損したとか、使用に支障があるとか、そのような場
合には当然のことながら地元の皆様にご報告をさせていただいて、おっしゃって
いただいたような改修の経過等の報告をしながら、地元の方にご心配をかけない
形で進めたいと考えております。

◎副議長（増田 淳一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（増田 淳一郎君） 質疑を終結いたしたいと思いますがこれにご異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（増田 淳一郎君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いた

します。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(増田 淳一郎君) 次に、賛成意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(増田 淳一郎君) 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎副議長(増田 淳一郎君) 挙手全員であります。よって、議案第8号 高座清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第9号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。事務局長の説明を求めます。

◎事務局長(赤澤 真二君) それでは、議案第9号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。第1条 歳出予算の補正でございますが、歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表 歳出予算補正によるものでございます。2ページをお開きください。第1表 歳出予算補正1の歳出でございますが、4款衛生費1項清掃費は、483万円の減でございます。7款予備費1項予備費は、483万円の増でございます。歳出合計の補正額は0円でございます。4、5ページをご覧ください。補正額の財源内訳でございますが、全額、一般財源でございます。6、7ページをお開きください。事項別明細表2 歳出の4款の衛生費1項の清掃費2目の塵芥処理費は、2,583万円の減でございます。内訳は、11節需用費施設修繕において、150トン炉及び共通系定期点検整備補修及び13節委託料において、各種分析業務に契約残額が生じるためでございます。12節役務費は定期安全管理審査の実施要領の変更に伴い、17万円の増となるものでございます。4款衛生費1項清掃費3目のし尿処理費2,100万円の増は、平成23年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震により損傷した循環設備等の復旧工事をするものでございます。8、9ページをお開きください。7款予備費1項予備費1目の予備費は、483万円の増でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

◎副議長（増田 淳一郎君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎副議長（増田 淳一郎君） 松本議員。

◎議員（松本 春男君） 分析業務の方で、いくらで、いくらに変更になったか金額をお願いします。

◎副議長（増田 淳一郎君） 施設課長。

◎施設課長（中村 大義君） 分析業務の方ですが、予算額15,015,735円に対しまして、契約金額が4,443,705円となりまして、残額が10,572,030円になります。以上でございます。

◎副議長（増田 淳一郎君） 松本議員。

◎議員（松本 春男君） かなり安くなっている。ある市の状況で、水道水の検査を委託業務で行ったら、ある会社が、検査をしないで偽造の書類を出したというお話も出てます。

今回、安くなって、業者を信頼したいのですが、極端に安くなった場合、業者を信用はしますけれども、行政として極端に安くなった場合は仕事を任せてもいいのですが、確認する必要があると思われまます。全部の業務をチェックできないにしても、業者が新たな仕事を取りたいという狙いもあって安くなった状況があるが、もし、ある市の状況のように業務を行ってないのに行ったと報告があった場合は、行政の責任が絡んでくる。今回、極端に安くなった状況の中で、高座清掃施設組合としてチェックをどのように考えているのかお聞きします。

◎副議長（増田 淳一郎君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤 真二君） まず、低落札、今回40%程度で落ちてますけども、低落札につきましては、調査基準価格以下ということで業者を呼びまして、履行が果たしてできるのかどうか、そこまで確認してございます。業者の選定ですけれども、神奈川県で行っております電子入札の関係で登録がございまして、今までの実績、経営状況であるとか、そのようなものを審査したうえで登録されますので、業者の質的な部分についてはそこである程度カバーできると思われまます。

実際に分析業務を行った時の偽造等のチェックですが、当然、成果品が出て参ります。行っているものも、我々が立会で見えていますのでそこでのチェックを十分に行っていけば最低限の信頼はできるものと思われまゝ。

今までの業者の実績を見てみれば、満足のできる結果が出てくるのではないかと考えております。

◎副議長（増田 淳一郎君） 松本議員。

◎議員（松本 春男君） ある市の状況で話をしたのは、県に向けて確実に行っている。ところが、調査せず偽造の書類が出てきた状況が過去にある市がありました。今回の場合は、最初の時は、分析をやる時は高座の職員が立会うのですが、検査の方が業者任せではなく、ある時期に、データですから信じるしかないのですが、ある市でトラブルが起きた事例があるので、同じことが起きないように努力を取組んでいただけるか確認しておきたいのですが。

◎副議長（増田 淳一郎君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤 真二君） まさしく機械で出てくる数値ですので、その正確さまではなかなか難しいとは思われますが、少なくとも出てきた部分については、過去の実績と比較するとかで整理できるのではないかと考えます。また、現在行っているところでありまゝ。以上でございます。

◎副議長（増田 淳一郎君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（増田 淳一郎君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（増田 淳一郎君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（増田 淳一郎君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（増田 淳一郎君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めまゝ。

（挙手全員）

◎副議長（増田 淳一郎君） 挙手全員であります。よって、議案第9号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

本日提案された議案については、全部終了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には、大変ご苦勞様でした。

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

（午前10時25分 閉会）

平成23年10月18日

高座清掃施設組合議会副議長 増田 淳一郎

高座清掃施設組合議会署名議員 松本 春男

高座清掃施設組合議会署名議員 柏木 育子